

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 27 年 12 月 7 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 6件

厚生年金保険関係 6件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500738号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500196号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年7月11日は52万7,000円に、同年12月11日は103万3,000円に、平成16年7月9日は93万1,000円に、同年12月10日は100万4,000円に、平成17年7月8日は94万2,000円に、同年12月9日は103万5,000円に、平成18年7月10日は100万8,000円に、同年9月29日は39万9,000円に、同年12月8日は88万9,000円に、平成19年7月10日は72万円に、同年12月10日は60万1,000円に、平成20年7月10日は30万円に、同年12月10日は24万円に訂正することが必要である。

当該期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年7月11日
② 平成15年12月11日
③ 平成16年7月9日
④ 平成16年12月10日
⑤ 平成17年7月8日
⑥ 平成17年12月9日
⑦ 平成18年7月10日
⑧ 平成18年9月29日
⑨ 平成18年12月8日
⑩ 平成19年7月10日
⑪ 平成19年12月10日
⑫ 平成20年7月10日
⑬ 平成20年12月10日

A社から請求期間に賞与が支給されていた。しかし、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。厚生年金保険料が控除されていたはずなので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求期間に係る賞与支給明細書により、請求者は、当該期間に賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月11日は52万7,000円、同年12月11日は103万3,000円、平成16年7月9日は93万1,000円、同年12月10日は100万4,000円、平成17年7月8日は94万2,000円、同年12月9日は103万5,000円、平成18年7月10日は100万8,000円、同年9月29日は39万9,000円、同年12月8日は88万9,000円、平成19年7月10日は72万円、同年12月10日は60万1,000円、平成20年7月10日は30万円、同年12月10日は24万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500697号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500197号

第1 結論

請求者のA社における平成16年7月16日の標準賞与額を21万2,000円に訂正することが必要である。

平成16年7月16日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年7月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成16年7月16日

年金事務所からのお知らせにより、請求期間に支給された賞与の記録が漏れていることを知ったので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る平成16年7月16日を支給日とする「賞与統計表2」により、請求期間において、請求者は、賞与(21万2,700円)の支払を受け、標準賞与額(21万2,000円)に基づく厚生年金保険料(1万1,638円)を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、平成16年7月16日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出し、厚生年金保険料についても納付したと陳述しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500698号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500198号

第1 結論

請求者のA社における平成16年7月16日の標準賞与額を20万8,000円に訂正することが必要である。

平成16年7月16日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年7月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成16年7月16日

年金事務所からのお知らせにより、請求期間に支給された賞与の記録が漏れていることを知ったので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る平成16年7月16日を支給日とする「賞与統計表2」により、請求期間において、請求者は、賞与(20万8,300円)の支払を受け、標準賞与額(20万8,000円)に基づく厚生年金保険料(1万1,419円)を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、平成16年7月16日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出し、厚生年金保険料についても納付したと陳述しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500700号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500199号

第1 結論

請求者のA社における平成16年7月16日の標準賞与額を15万7,000円に訂正することが必要である。

平成16年7月16日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年7月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成16年7月16日

年金事務所からのお知らせにより、請求期間に支給された賞与の記録が漏れていることを知ったので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る平成16年7月16日を支給日とする「賞与統計表2」により、請求期間において、請求者は、賞与(15万7,400円)の支払を受け、標準賞与額(15万7,000円)に基づく厚生年金保険料(8,619円)を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、平成16年7月16日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出し、厚生年金保険料についても納付したと陳述しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500701号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500200号

第1 結論

請求者のA社における平成16年7月16日の標準賞与額を11万4,000円に訂正することが必要である。

平成16年7月16日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年7月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成16年7月16日

年金事務所からのお知らせにより、請求期間に支給された賞与の記録が漏れていることを知ったので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された平成16年7月16日を支給日とする賞与明細書及びA社から提出された「賞与統計表2」により、請求期間において、請求者は、賞与(11万4,300円)の支払を受け、標準賞与額(11万4,000円)に基づく厚生年金保険料(6,258円)を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、平成16年7月16日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出し、厚生年金保険料についても納付したと陳述しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500712号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500201号

第1 結論

請求者のA社における平成16年7月16日の標準賞与額を26万4,000円に訂正することが必要である。

平成16年7月16日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年7月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成16年7月16日

年金事務所からのお知らせにより、請求期間に支給された賞与の記録が漏れていることを知ったので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る平成16年7月16日を支給日とする「賞与統計表2」により、請求期間において、請求者は、賞与(26万4,600円)の支払を受け、標準賞与額(26万4,000円)に基づく厚生年金保険料(1万4,493円)を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、平成16年7月16日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出し、厚生年金保険料についても納付したと陳述しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。